

議案第 97 号

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 12 月 5 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 ひたちなか市手数料条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2第4項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第18条第21項」を「第18条第30項」に改め、同表第5項及び第6項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表第7項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表第8項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同表第81項中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改める。

第2条 ひたちなか市手数料条例の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第92項」を「第91項」に改める。

別表第2第1項手数料の額の欄を次のように改める。

(1) (2) 又は (3) 以外の場合にあっては、建築物の床面積の合計（建築物を建築する場合（確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）及び移転する場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定し、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合を除く。）にあっては当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定し、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。）が

30 m<sup>2</sup>以内のとき 11,000 円

30 m<sup>2</sup>を超え 100 m<sup>2</sup>以内のとき 21,000 円

100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内のとき	34,000 円
200 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内のとき	50,000 円
500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内のとき	79,000 円
1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内のとき	117,000 円
2,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のとき	220,000 円
10,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のとき	361,000 円
50,000 m <sup>2</sup> を超えるとき	617,000 円

(2) 当該建築物の建築について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「省令」という。）第2条第1項第1号の規定を適用する場合にあっては、(1)に規定する額に、一の建築物につき、次のア又はイに規定する額を加算した額

ア 確認等の対象が1の単位住戸（住宅の部分の一の住戸をいう。以下この項、第84項、第85項及び第87項から第91項までにおいて同じ。）を有する住宅である場合にあっては、当該住宅の床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積。以下この項において同じ。）が

200 m <sup>2</sup> 未満のとき	11,000 円
200 m <sup>2</sup> 以上のとき	12,000 円

イ 確認等の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、当該住宅の床面積の合計が

300 m <sup>2</sup> 未満のとき	19,000 円
300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満のとき	31,000 円
2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満のとき	48,000 円
5,000 m <sup>2</sup> 以上のとき	63,000 円

(3) 当該建築物の建築について省令第2条第2項の規定を適用する場合にあっては、(1)に規定する額に、一の建築物につき、次のア又はイに規定する額を加算した額

ア 確認等の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、当該住宅の床面積が

200 m <sup>2</sup> 未満のとき	5,000 円
200 m <sup>2</sup> 以上のとき	6,000 円

イ 確認等の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、当該住宅の床面積の合計が

300 m <sup>2</sup> 未満のとき	10,000 円
--------------------------	----------

300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満のとき	15,000 円
2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満のとき	24,000 円
5,000 m <sup>2</sup> 以上のとき	31,000 円

別表第 2 第 2 項中「18,000 円」を「21,000 円」に、「9,000 円」を「11,000 円」に改め、同表第 3 項中「14,000 円」を「18,000 円」に、「7,000 円」を「9,000 円」に改め、同表第 4 項中「17,000 円」を「19,000 円」に、「23,000 円」を「27,000 円」に、「27,000 円」を「34,000 円」に、「39,000 円」を「51,000 円」に、「57,000 円」を「69,000 円」に、「77,000 円」を「94,000 円」に、「165,000 円」を「200,000 円」に、「254,000 円」を「311,000 円」に、「468,000 円」を「573,000 円」に改め、同項ただし書中「16,000 円」を「17,000 円」に、「22,000 円」を「25,000 円」に、「26,000 円」を「32,000 円」に、「38,000 円」を「50,000 円」に、「56,000 円」を「68,000 円」に、「74,000 円」を「91,000 円」に、「162,000 円」を「196,000 円」に、「251,000 円」を「306,000 円」に、「465,000 円」を「568,000 円」に改め、同表第 5 項中「30,000 円」を「32,000 円」に改め、同表第 6 項中「23,000 円」を「25,000 円」に改め、同表第 7 項中「16,000 円」を「18,000 円」に、「22,000 円」を「26,000 円」に、「35,000 円」を「39,000 円」に、「53,000 円」を「55,000 円」に、「74,000 円」を「77,000 円」に、「148,000 円」を「150,000 円」に、「242,000 円」を「247,000 円」に、「449,000 円」を「450,000 円」に改め、同表第 8 1 項中「6,000 円」を「9,000 円」に、「12,000 円」を「17,000 円」に、「22,000 円」を「28,000 円」に、「31,000 円」を「48,000 円」に、「58,000 円」を「77,000 円」に、「100,000 円」を「117,000 円」に、「166,000 円」を「200,000 円」に、「204,000 円」を「253,000 円」に、「217,000 円」を「287,000 円」に、「9,000 円」を「14,000 円」に、「18,000 円」を「26,000 円」に、「32,000 円」を「43,000 円」に、「47,000 円」を「72,000 円」に、「88,000 円」を「115,000 円」に、「151,000 円」を「176,000 円」に、「249,000 円」を「300,000 円」に、「306,000 円」を「380,000 円」に、「326,000 円」を「431,000 円」に改め、同表第 8 4 項手数料の額の欄を次のように改める。

- (1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項第 1 号に掲げる基準（以下この項及び次項において「誘導基準」という。）に適合していることを証する書面（当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）（建築基準法第 7 7 条の 2 1 第 1 項に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建



する額

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額

(2) 適合証の提出がない場合にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき (ア), (イ) 又は(ウ)に規定する額

(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項、次項及び第87項から第91項までにおいて「省令」という。）第10条第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準（以下この項、次項、第89項及び第90項において「性能基準」という。）によるとき 当該単位住戸の床面積が

200 m<sup>2</sup>未満のとき 32,000 円

200 m<sup>2</sup>以上のとき 36,000 円

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準（以下この項、次項、第89項及び第90項において「誘導仕様基準」という。）によるとき 当該単位住戸の床面積が

200 m<sup>2</sup>未満のとき 16,000 円

200 m<sup>2</sup>以上のとき 18,000 円

(ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）に定める基準又は同号イ（2）及びロ（1）に定める基準（以下この項、次項、第89項及び第90項において「仕様・計算併用法」という。）によるとき 当該単位住戸の床面積が

200 m<sup>2</sup>未満のとき 23,000 円

200 m<sup>2</sup>以上のとき 25,000 円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき (ア), (イ) 又は(ウ)に規定する額

(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 申請に係る住宅の床面積の合

計が

- 300 m<sup>2</sup>未満のとき 64,000 円
- 300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 108,000 円
- 2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 183,000 円
- 5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 263,000 円

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準によるとき 申請に係る住宅の床面積の合計が

- 300 m<sup>2</sup>未満のとき 30,000 円
- 300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 53,000 円
- 2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 96,000 円
- 5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 146,000 円

(ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法によるとき 申請に係る住宅の床面積の合計が

- 300 m<sup>2</sup>未満のとき 46,000 円
- 300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 78,000 円
- 2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 136,000 円
- 5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 199,000 円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額

(ア) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第1号ただし書に定める方法又は同号イ(1)及びロ(1)に定める基準(次項、第89項及び第90項において「標準入力法・主要室入力法」という。)によるとき 当該建築物の床面積の合計が

- 300 m<sup>2</sup>未満のとき 213,000 円
- 300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 266,000 円
- 1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 344,000 円
- 2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 491,000 円
- 5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 604,000 円
- 10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 714,000 円
- 25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 815,000 円

(イ) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定め

る基準（次項，第 89 項及び第 90 項において「モデル建物法」という。）によるとき 当該建築物の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満のとき 81,000 円

300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 103,000 円

1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 136,000 円

2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 221,000 円

5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 288,000 円

10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 346,000 円

25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 406,000 円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき  
申請に係る建築物の住宅の部分について，次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じ，当該（ア）又は（イ）に定める額に，住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

（ア） 建築物の住宅の部分が 1 の単位住戸を有するとき アに規定する額

（イ） 建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有するとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額

（3） 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては，（1）又は（2）に規定する額に，第 81 項の（3）のア又はイに掲げる区分に応じ，当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額

別表第 2 第 85 項手数料の額の欄を次のように改める。

（1） 適合証の提出がある場合にあっては，次のアからエまでに掲げる区分に応じ，当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）

ア 認定の対象が 1 の単位住戸を有する住宅であるとき 2,000 円

イ 認定の対象が 2 以上の単位住戸を有する住宅であるとき 申請に係る住宅の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満のとき 4,000 円

300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 9,000 円

2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 21,000 円

5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 38,000 円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき 申請に係る建築物の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満のとき 4,000 円

300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 8,000 円  
1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 13,000 円  
2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 38,000 円  
5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 59,000 円  
10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 75,000 円  
25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 94,000 円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき  
申請に係る建築物の住宅の部分について、次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

（ア） 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するとき アに規定する額

（イ） 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額

（2） 適合証の提出がない場合にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき （ア）、（イ）又は（ウ）に規定する額

（ア） 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 当該住宅の床面積が  
200 m<sup>2</sup>未満のとき 16,000 円  
200 m<sup>2</sup>以上のとき 18,000 円

（イ） 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準によるとき 当該住宅の床面積が  
200 m<sup>2</sup>未満のとき 8,000 円  
200 m<sup>2</sup>以上のとき 9,000 円

（ウ） 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法によるとき 当該住宅の床面積が  
200 m<sup>2</sup>未満のとき 11,000 円  
200 m<sup>2</sup>以上のとき 12,000 円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき （ア）、（イ）又は（ウ）に規定する額

（ア） 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうか

の基準が、性能基準による時 申請に係る住宅の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満の時 32,000 円

300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満の時 54,000 円

2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満の時 92,000 円

5,000 m<sup>2</sup>以上の時 131,000 円

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による時 申請に係る住宅の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満の時 15,000 円

300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満の時 27,000 円

2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満の時 48,000 円

5,000 m<sup>2</sup>以上の時 73,000 円

(ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による時 申請に係る住宅の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満の時 23,000 円

300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満の時 39,000 円

2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満の時 68,000 円

5,000 m<sup>2</sup>以上の時 99,000 円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である時 (ア) 又は (イ) に規定する額

(ア) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による時 当該建築物の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満の時 106,000 円

300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満の時 133,000 円

1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満の時 172,000 円

2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満の時 245,000 円

5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満の時 302,000 円

10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満の時 357,000 円

25,000 m<sup>2</sup>以上の時 408,000 円

(イ) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による時 当該建築物の床面積の

合計が

300 m <sup>2</sup> 未満のとき	41,000 円
300 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満のとき	52,000 円
1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満のとき	68,000 円
2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満のとき	110,000 円
5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満のとき	144,000 円
10,000 m <sup>2</sup> 以上 25,000 m <sup>2</sup> 未満のとき	173,000 円
25,000 m <sup>2</sup> 以上のとき	203,000 円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき  
申請に係る建築物の住宅の部分について、次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

（ア） 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するとき アに規定する額

（イ） 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額

（3） 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、（1）又は（2）に規定する額に、第81項の（3）のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額

別表第2第87項手数料を徴収する事務の欄中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同項手数料の額の欄を次のように改める。

（1） 判定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合にあつては、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額  
ア 判定に係る住宅について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項、次項及び第91項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準（同号イただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあつては、同号ロ（1）に定める基準）（以下この項、次項及び第91項において「性能基準」という。）によるとき 当該単位住戸の床面積（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積。（1）及び（2）において同じ。）が

200 m<sup>2</sup>未満のとき 31,000 円

200 m<sup>2</sup>以上のとき 34,000 円

イ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(同号イただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあっては、同号ロ(2)に定める基準)(以下この項、次項及び第91項において「仕様基準」という。)によるとき 当該単位住戸の床面積が

200 m<sup>2</sup>未満のとき 16,000 円

200 m<sup>2</sup>以上のとき 17,000 円

ウ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準(以下この項、次項及び第91項において「仕様・計算併用法」という。)によるとき 当該単位住戸の床面積が

200 m<sup>2</sup>未満のとき 23,000 円

200 m<sup>2</sup>以上のとき 25,000 円

(2) 判定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額

ア 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 判定に係る住宅の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満のとき 63,000 円

300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 105,000 円

2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 179,000 円

5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 257,000 円

イ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準によるとき 判定に係る住宅の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満のとき 30,000 円

300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 52,000 円

2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 94,000 円

5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 142,000 円

ウ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法によるとき 判定に係る

住宅の床面積の合計が

- 300 m<sup>2</sup>未満のとき 46,000 円
- 300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 78,000 円
- 2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 136,000 円
- 5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 199,000 円

(3) 判定の対象が住宅以外の建築物であつて、判定に係る建築物の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（以下この項、次項及び第91項において「工場等」という。）である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準（以下この項、次項及び第91項において「標準入力法・主要室入力法」という。）によるとき 当該建築物の床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積。（3）及び（4）において同じ。）の合計が

- 300 m<sup>2</sup>未満のとき 20,000 円
- 300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 29,000 円
- 1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 40,000 円
- 2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 95,000 円
- 5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 141,000 円
- 10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 174,000 円
- 25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 215,000 円

イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ロに定める基準（以下この項、次項及び第91項において「モデル建物法」という。）によるとき 当該建築物の床面積の合計が

- 300 m<sup>2</sup>未満のとき 17,000 円
- 300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 25,000 円
- 1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 35,000 円
- 2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 89,000 円
- 5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 134,000 円
- 10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 166,000 円

25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 206,000 円

(4) 判定の対象が住宅以外の建築物であって、判定に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法によるとき 当該建築物の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満のとき 208,000 円

300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 266,000 円

1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 344,000 円

2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 491,000 円

5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 604,000 円

10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 714,000 円

25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 815,000 円

イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法によるとき 当該建築物の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満のとき 79,000 円

300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 103,000 円

1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 136,000 円

2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 221,000 円

5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 288,000 円

10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 346,000 円

25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 406,000 円

(5) 判定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合にあっては、判定に係る建築物の住宅の部分について、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額に、住宅以外の部分について、次のウ又はエに掲げる区分に応じ、当該ウ又はエに定める額を加算した額

ア 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するとき (1)の規定により算出した額

イ 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 判定に係る建築物の住宅の部分の床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積)の合計に応じて

(2) の規定により算出した額

ウ 建築物の住宅以外の部分の用途が工場等であるとき 判定に係る建築物の住宅以外の部分の床面積（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積。エにおいて同じ。）の合計に応じて（3）の規定により算出した額

エ 建築物の住宅以外の部分の用途が工場等以外であるとき 判定に係る建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じて（4）の規定により算出した額

別表第2第88項手数料を徴収する事務の欄中「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、同項手数料の額の欄を次のように改める。

(1) 判定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合にあつては、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額

ア 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が性能基準によるとき 当該単位住戸の床面積（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積。（1）及び（2）において同じ。）が

200 m<sup>2</sup>未満のとき 15,000 円

200 m<sup>2</sup>以上のとき 17,000 円

イ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準によるとき 8,000 円

ウ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法によるとき 当該単位住戸の床面積が

200 m<sup>2</sup>未満のとき 11,000 円

200 m<sup>2</sup>以上のとき 12,000 円

(2) 判定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合にあつては、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額

ア 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかの基準が、性能基準によるとき 判定に係る住宅の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満のとき 31,000 円

300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 52,000 円

2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 89,000 円

5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 128,000 円

イ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準によるとき 判定に係る住宅の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満のとき 15,000 円

300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 26,000 円

2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 47,000 円

5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 71,000 円

ウ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法によるとき 判定に係る住宅の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満のとき 23,000 円

300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 39,000 円

2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 68,000 円

5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 99,000 円

(3) 判定の対象が住宅以外の建築物であって、判定に係る建築物の用途が工場等である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法によるとき 当該建築物の床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積。（3）及び（4）において同じ。）の合計が

300 m<sup>2</sup>未満のとき 10,000 円

300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 14,000 円

1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 20,000 円

2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 48,000 円

5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 70,000 円

10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 87,000 円

25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 108,000 円

イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法によるとき 当該建築物の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満のとき 8,000 円

300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 12,000 円

1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 18,000 円

2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 44,000 円  
5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 67,000 円  
10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 83,000 円  
25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 103,000 円

(4) 判定の対象が住宅以外の建築物であって、判定に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあつては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法によるとき 当該建築物の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満のとき 104,000 円  
300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 133,000 円  
1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 172,000 円  
2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 245,000 円  
5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 302,000 円  
10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 357,000 円  
25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 408,000 円

イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法によるとき 当該建築物の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満のとき 39,000 円  
300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 52,000 円  
1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 68,000 円  
2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 110,000 円  
5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 144,000 円  
10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 173,000 円  
25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 203,000 円

(5) 判定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合にあつては、判定に係る建築物の住宅の部分について、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額に、住宅以外の部分について、次のウ又はエに掲げる区分に応じ、当該ウ又はエに定める額を加算した額

ア 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するとき (1)の規定により算出した額

イ 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 判定に係る建築物の住宅の部分の床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積）の合計に応じて（2）の規定により算出した額

ウ 建築物の住宅以外の部分の用途が工場等であるとき 判定に係る建築物の住宅以外の部分の床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積。エにおいて同じ。）の合計に応じて（3）の規定により算出した額

エ 建築物の住宅以外の部分の用途が工場等以外であるとき 判定に係る建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じて（4）の規定により算出した額

別表第2第89項手数料を徴収する事務の欄中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項手数料の額の欄を次のように改める。

（1） 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準（以下この項及び次項において「誘導基準」という。）に適合していることを証する書面（当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）が交付したものに限り、以下この項及び次項において「適合証」という。）の提出がある場合にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき 4,000円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき 申請に係る住宅の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満のとき 9,000 円  
300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 19,000 円  
2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 42,000 円  
5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 75,000 円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき 申請に係る建築物の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満のとき 9,000 円  
300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 15,000 円  
1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 25,000 円  
2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 75,000 円  
5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 119,000 円  
10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 150,000 円  
25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 187,000 円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

（ア） 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するとき アに規定する額

（イ） 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額

（2） 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、適合証の提出がない場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき （ア）、（イ）又は（ウ）に規定する額

（ア） 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 当該単位住戸の床面積が  
200 m<sup>2</sup>未満のとき 32,000 円  
200 m<sup>2</sup>以上のとき 36,000 円

（イ） 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準によるとき 当該単位住戸の床面積が  
200 m<sup>2</sup>未満のとき 16,000 円

200 m<sup>2</sup>以上のとき 18,000 円

(ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法によるとき 当該単位住戸の床面積が

200 m<sup>2</sup>未満のとき 23,000 円

200 m<sup>2</sup>以上のとき 25,000 円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき (ア) ,  
(イ) 又は (ウ) に規定する額

(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 申請に係る住宅の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満のとき 64,000 円

300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 108,000 円

2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 183,000 円

5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 263,000 円

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準によるとき 申請に係る住宅の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満のとき 30,000 円

300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 53,000 円

2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 96,000 円

5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 146,000 円

(ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法によるとき 申請に係る住宅の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満のとき 46,000 円

300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 78,000 円

2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 136,000 円

5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 199,000 円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額

(ア) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法によるとき 当該建築物の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満のとき 213,000 円  
300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 266,000 円  
1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 344,000 円  
2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 491,000 円  
5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 604,000 円  
10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 714,000 円  
25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 815,000 円

(イ) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法によるとき 当該建築物の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満のとき 81,000 円  
300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 103,000 円  
1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 136,000 円  
2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 221,000 円  
5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 288,000 円  
10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 346,000 円  
25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 406,000 円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき  
申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するとき アに規定する額

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額

(3) 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、第81項の(3)のイ又はエに掲げる区分に応じ、当該イ又はエに定める額を合算した額を加算した額

(4) 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画にあつては、申請に係る建築物について、次のイ又はエに掲げる区分に応じ、当該イ又はエに定める額をそれぞれ加算した額

ア 法第29条第3項の申請建築物 (1), (2) 又は(3)に規定

する額

イ 法第29条第3項の他の建築物 一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額

別表第2第90項手数料を徴収する事務の欄中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項手数料の額の欄を次のように改める。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この項において「法」という。)第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、適合証の提出がある場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき 2,000円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき 申請に係る住宅の床面積の合計が

300㎡未満のとき 4,000円

300㎡以上2,000㎡未満のとき 9,000円

2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 21,000円

5,000㎡以上のとき 37,000円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき 申請に係る建築物の床面積の合計が

300㎡未満のとき 4,000円

300㎡以上1,000㎡未満のとき 8,000円

1,000㎡以上2,000㎡未満のとき 12,000円

2,000㎡以上5,000㎡未満のとき 37,000円

5,000㎡以上10,000㎡未満のとき 59,000円

10,000㎡以上25,000㎡未満のとき 75,000円

25,000㎡以上のとき 94,000円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するとき アに規定する額

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定

により算出した額

(2) 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、適合証の提出がない場合にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。）

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき (ア), (イ) 又は (ウ) に規定する額

(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 当該住宅の床面積が

200 m<sup>2</sup>未満のとき 16,000 円

200 m<sup>2</sup>以上のとき 18,000 円

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準によるとき 当該住宅の床面積が

200 m<sup>2</sup>未満のとき 8,000 円

200 m<sup>2</sup>以上のとき 9,000 円

(ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法によるとき 当該住宅の床面積が

200 m<sup>2</sup>未満のとき 11,000 円

200 m<sup>2</sup>以上のとき 12,000 円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき (ア), (イ) 又は (ウ) に規定する額

(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 申請に係る住宅の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満のとき 32,000 円

300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 54,000 円

2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 92,000 円

5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 131,000 円

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準によるとき 申請に係る住宅の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満のとき 15,000 円

300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 27,000 円

2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 48,000 円

5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 73,000 円

(ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法によるとき 申請に係る住宅の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満のとき 23,000 円

300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 39,000 円

2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 68,000 円

5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 99,000 円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額

(ア) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法によるとき 当該建築物の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満のとき 106,000 円

300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 133,000 円

1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 172,000 円

2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 245,000 円

5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 302,000 円

10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 357,000 円

25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 408,000 円

(イ) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法によるとき 当該建築物の床面積の合計が

300 m<sup>2</sup>未満のとき 41,000 円

300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 52,000 円

1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 68,000 円

2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 110,000 円

5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 144,000 円

10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 173,000 円

25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 203,000 円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

	(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するとき アに規定する額
	(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額
(3)	法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(1)又は(2)に規定する額に、第81項の(3)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額(同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)
(4)	法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合にあっては、変更の申請に係る建築物につき、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額をそれぞれ加算した額 ア 法第29条第3項の申請建築物 (1), (2)又は(3)に規定する額 イ 法第29条第3項の他の建築物 一の建築物につき前項の(1)又は(2)に規定する額
(5)	法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、変更の申請に係る建築物につき、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額をそれぞれ加算した額 ア 法第29条第3項の申請建築物 (1), (2)又は(3)に規定する額 イ 法第29条第3項の他の建築物(追加に係るものを除く。) 一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額 ウ 法第29条第3項の他の建築物(追加に係るものに限る。) 一の建築物につき前項の(1)又は(2)に規定する額

別表第2第91項を次のように改める。

91	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく同令第5条	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の	(1) 証明の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額
----	---	--------------------------------	--

<p>(同令第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</p>	<p>交付申請手数料</p>	<p>ア 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 当該単位住戸の床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積。（1）及び（2）において同じ。）が</p> <p style="padding-left: 40px;">200㎡未満のとき 15,000円 200㎡以上のとき 17,000円</p> <p>イ 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準によるとき 8,000円</p> <p>ウ 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法によるとき 当該単位住戸の床面積が</p> <p style="padding-left: 40px;">200㎡未満のとき 11,000円 200㎡以上のとき 12,000円</p> <p>(2) 証明の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額</p> <p>ア 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 証明に係る住宅の床面積の合計が</p> <p style="padding-left: 40px;">300㎡未満のとき 31,000円 300㎡以上 2,000㎡未満のと</p>
---	----------------	--

		<p>       き 52,000 円        2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満の        とき 89,000 円        5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 128,000        円        イ 証明に係る住宅について，建        築物エネルギー消費性能基準に        適合しているかどうかの基準        が，仕様基準によるとき 証明        に係る住宅の床面積の合計が        300 m<sup>2</sup>未満のとき 15,000 円        300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のと        き 26,000 円        2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満の        とき 47,000 円        5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 71,000        円        ウ 証明に係る住宅について，建        築物エネルギー消費性能基準に        適合しているかどうかの基準        が，仕様・計算併用法によるとき        証明に係る住宅の床面積の合計        が        300 m<sup>2</sup>未満のとき 23,000 円        300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のと        き 39,000 円        2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満の        とき 68,000 円        5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 99,000        円        (3) 証明の対象が住宅以外の建築物        であって，証明に係る建築物の用        途が工場等である場合にあって        は，次のア又はイに掲げる区分に        応じ，当該ア又はイに定める額     </p>
--	--	--

		<p>ア 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法によるとき当該建築物の床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積。（3）及び（4）において同じ。）の合計が</p> <p>300 m<sup>2</sup>未満のとき 10,000 円</p> <p>300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 14,000 円</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 20,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 48,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 70,000 円</p> <p>10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 87,000 円</p> <p>25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 108,000 円</p> <p>イ 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法によるとき当該建築物の床面積の合計が</p> <p>300 m<sup>2</sup>未満のとき 8,000 円</p> <p>300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 12,000 円</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 18,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満の</p>
--	--	---

		<p>とき 44,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 67,000 円</p> <p>10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 83,000 円</p> <p>25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 103,000 円</p> <p>(4) 証明の対象が住宅以外の建築物であって、証明に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法によるとき当該建築物の床面積の合計が</p> <p>300 m<sup>2</sup>未満のとき 104,000 円</p> <p>300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 133,000 円</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 172,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 245,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 302,000 円</p> <p>10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 357,000 円</p> <p>25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 408,000 円</p> <p>イ 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準</p>
--	--	---

		<p>に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法によるとき当該建築物の床面積の合計が</p> <p>300 m<sup>2</sup>未満のとき 39,000 円</p> <p>300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 52,000 円</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 68,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 110,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 144,000 円</p> <p>10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 173,000 円</p> <p>25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 203,000 円</p> <p>(5) 証明の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合にあっては、証明に係る建築物の住宅の部分について、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額に、住宅以外の部分について、次のウ又はエに掲げる区分に応じ、当該ウ又はエに定める額を加算した額</p> <p>ア 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するとき (1)の規定により算出した額</p> <p>イ 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 証明に係る建築物の住宅の部分の床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積)の合計に応じて(2)の規定により</p>
--	--	---

		<p>算出した額</p> <p>ウ 建築物の住宅以外の部分の用途が工場等であるとき 証明に係る建築物の住宅以外の部分の床面積（増築又は改築をする場合にあっては，当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積。エにおいて同じ。）の合計に応じて（３）の規定により算出した額</p> <p>エ 建築物の住宅以外の部分の用途が工場等以外であるとき 証明に係る建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じて（４）の規定により算出した額</p>
--	--	--

別表第２第９２項を削る。

#### 付 則

この条例は，令和７年４月１日から施行する。ただし，第１条の規定は，公布の日から施行する。

旧			新			備考
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）			
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	
1～3 略	略	略	1～3 略	略	略	
4 建築基準法第7条第1項又は第18条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく完了検査の申請等に対する審査	建築物完了検査申請等手数料	<p>建築物の床面積の合計（建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。）が</p> <p>30㎡以内のとき 17,000円</p> <p>30㎡を超え100㎡以内のとき 23,000円</p> <p>100㎡を超え200㎡以内のとき 27,000円</p> <p>200㎡を超え500㎡以内のとき 39,000円</p> <p>500㎡を超え1,000㎡以内のとき 57,000円</p> <p>1,000㎡を超え2,000㎡以内のとき 77,000円</p> <p>2,000㎡を超え10,000㎡以内のとき 165,000円</p> <p>10,000㎡を超え50,000㎡以内のとき 254,000円</p> <p>50,000㎡を超えるとき 468,000円</p> <p>ただし、建築基準法第7条の3第5項又は第18条第21項の中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む申請の場合にあっては建築物の床面積の合計（建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。）が</p> <p>30㎡以内のとき 16,000円</p>	4 建築基準法第7条第1項又は第18条第20項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく完了検査の申請等に対する審査	建築物完了検査申請等手数料	<p>建築物の床面積の合計（建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。）が</p> <p>30㎡以内のとき 17,000円</p> <p>30㎡を超え100㎡以内のとき 23,000円</p> <p>100㎡を超え200㎡以内のとき 27,000円</p> <p>200㎡を超え500㎡以内のとき 39,000円</p> <p>500㎡を超え1,000㎡以内のとき 57,000円</p> <p>1,000㎡を超え2,000㎡以内のとき 77,000円</p> <p>2,000㎡を超え10,000㎡以内のとき 165,000円</p> <p>10,000㎡を超え50,000㎡以内のとき 254,000円</p> <p>50,000㎡を超えるとき 468,000円</p> <p>ただし、建築基準法第7条の3第5項又は第18条第30項の中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む申請の場合にあっては建築物の床面積の合計（建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。）が</p> <p>30㎡以内のとき 16,000円</p>	

旧			新			備考
		30㎡を超え100㎡以内のとき 22,000円 100㎡を超え200㎡以内のとき 26,000円 200㎡を超え500㎡以内のとき 38,000円 500㎡を超え1,000㎡以内のとき 56,000円 1,000㎡を超え2,000㎡以内のとき 74,000円 2,000㎡を超え10,000㎡以内のとき 162,000円 10,000㎡を超え50,000㎡以内のとき 251,000円 50,000㎡を超えるとき 465,000円			30㎡を超え100㎡以内のとき 22,000円 100㎡を超え200㎡以内のとき 26,000円 200㎡を超え500㎡以内のとき 38,000円 500㎡を超え1,000㎡以内のとき 56,000円 1,000㎡を超え2,000㎡以内のとき 74,000円 2,000㎡を超え10,000㎡以内のとき 162,000円 10,000㎡を超え50,000㎡以内のとき 251,000円 50,000㎡を超えるとき 465,000円	
5 建築基準法第7条第1項又は第18条第16項（同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築設備の完了検査の申請等に対する審査	建築設備完了検査申請等手数料	1の建築設備につき 30,000円	5 建築基準法第7条第1項又は第18条第20項（同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築設備の完了検査の申請等に対する審査	建築設備完了検査申請等手数料	1の建築設備につき 30,000円	
6 建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく工作物の完了検査の申請等に対する審査	工作物完了検査申請等手数料	1の工作物につき 23,000円	6 建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく工作物の完了検査の申請等に対する審査	工作物完了検査申請等手数料	1の工作物につき 23,000円	
7 建築基準法第7条の3第1項又は第18条第19項の規定に基づく中間検査の申請等に対する審査	建築物中間検査申請等手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計が 30㎡以内のとき 13,000円 30㎡を超え100㎡以内のとき 16,000円 100㎡を超え200㎡以内のとき 22,000円 200㎡を超え500㎡以内のとき 35,000円 500㎡を超え1,000㎡以内のとき 53,000円 1,000㎡を超え2,000㎡以内のとき 74,000円	7 建築基準法第7条の3第1項又は第18条第28項の規定に基づく中間検査の申請等に対する審査	建築物中間検査申請等手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計が 30㎡以内のとき 13,000円 30㎡を超え100㎡以内のとき 16,000円 100㎡を超え200㎡以内のとき 22,000円 200㎡を超え500㎡以内のとき 35,000円 500㎡を超え1,000㎡以内のとき 53,000円 1,000㎡を超え2,000㎡以内のとき 74,000円	

旧			新			備考
		2,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のとき 148,000 円 10,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のとき 242,000 円 50,000 m <sup>2</sup> を超えるとき 449,000 円			2,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のとき 148,000 円 10,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のとき 242,000 円 50,000 m <sup>2</sup> を超えるとき 449,000 円	
8 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請等に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請等手数料	120,000 円	8 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請等に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請等手数料	120,000 円	
9～80 略	略	略	9～80 略	略	略	
81 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	(1)・(2) 略 (3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(1)又は(2)に規定する額に、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額 ア 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要する建築物に該当しない場合にあっては、建築物の床面積の合計に応じて第1項に規定する額に第2項に規定する額を加算した額 イ 略	81 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	(1)・(2) 略 (3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(1)又は(2)に規定する額に、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額 ア 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要する建築物に該当しない場合にあっては、建築物の床面積の合計に応じて第1項に規定する額に第2項に規定する額を加算した額 イ 略	
82～92 略	略	略	82～92 略	略	略	
備考 略			備考 略			

ひたちなか市手数料条例新旧対照表（第2条関係）

No. 1

旧			新			備考
<p>(手数料の免除)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料は、徴収しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国又は地方公共団体がその職務上必要とするための申請によるとき（別表第2第1項から第70項まで、第73項から第78項まで及び第80項から第92項までに掲げる手数料であるときを除く。）。</p> <p>(3)～(9) 略</p>			<p>(手数料の免除)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料は、徴収しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国又は地方公共団体がその職務上必要とするための申請によるとき（別表第2第1項から第70項まで、第73項から第78項まで及び第80項から第91項までに掲げる手数料であるときを除く。）。</p> <p>(3)～(9) 略</p>			
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）			
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	
1 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請等に対する審査	建築物確認申請等手数料	建築物の床面積の合計（建築物を建築する場合（確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）及び移転する場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積）について算定し、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合を除く。）にあっては当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定し、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該計画の変	1 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請等に対する審査	建築物確認申請等手数料	(1) (2)又は(3)以外の場合にあっては、建築物の床面積の合計（建築物を建築する場合（確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）及び移転する場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定し、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合を除く。）にあっては当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の	

旧		新		備考
	<p>更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。)が</p> <p>30㎡以内のとき <u>8,000円</u></p> <p>30㎡を超え100㎡以内のとき <u>15,000円</u></p> <p>100㎡を超え200㎡以内のとき <u>23,000円</u></p> <p>200㎡を超え500㎡以内のとき <u>40,000円</u></p> <p>500㎡を超え1,000㎡以内のとき <u>72,000円</u></p> <p>1,000㎡を超え2,000㎡以内のとき <u>105,000円</u></p> <p>2,000㎡を超え10,000㎡以内のとき <u>212,000円</u></p> <p>10,000㎡を超え50,000㎡以内のとき <u>348,000円</u></p> <p>50,000㎡を超えるとき <u>605,000円</u></p>		<p>2分の1について算定し、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。)が</p> <p>30㎡以内のとき <u>11,000円</u></p> <p>30㎡を超え100㎡以内のとき <u>21,000円</u></p> <p>100㎡を超え200㎡以内のとき <u>34,000円</u></p> <p>200㎡を超え500㎡以内のとき <u>50,000円</u></p> <p>500㎡を超え1,000㎡以内のとき <u>79,000円</u></p> <p>1,000㎡を超え2,000㎡以内のとき <u>117,000円</u></p> <p>2,000㎡を超え10,000㎡以内のとき <u>220,000円</u></p> <p>10,000㎡を超え50,000㎡以内のとき <u>361,000円</u></p> <p>50,000㎡を超えるとき <u>617,000円</u></p> <p>(2) <u>当該建築物の建築について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「省令」という。)第2条第1項第1号の規定を適用する場合にあっては、(1)に規定する額に、一の建築物につき、次のア又はイに規定する額を加算した額</u></p> <p>ア <u>確認等の対象が1の単位住戸(住宅の部分の一の住戸をいう。以下この項、第84項、第85項</u></p>	

旧			新			備考
					<p>及び第87項から第91項までにおいて同じ。)を有する住宅である場合にあっては、当該住宅の床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積。以下この項において同じ。)が</p> <p>200㎡未満のとき 11,000円                  200㎡以上のとき 12,000円</p> <p>イ 確認等の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、当該住宅の床面積の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 19,000円                  300㎡以上 2,000㎡未満のとき 31,000円                  2,000㎡以上 5,000㎡未満のとき 48,000円                  5,000㎡以上のとき 63,000円</p> <p>(3) 当該建築物の建築について省令第2条第2項の規定を適用する場合にあっては、(1)に規定する額に、一の建築物につき、次のア又はイに規定する額を加算した額</p> <p>ア 確認等の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、当該住宅の床面積が</p> <p>200㎡未満のとき 5,000円                  200㎡以上のとき 6,000円</p> <p>イ 確認等の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、当該住宅の床面積の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 10,000円                  300㎡以上 2,000㎡未満のとき 15,000円                  2,000㎡以上 5,000㎡未満のとき 24,000円                  5,000㎡以上のとき 31,000円</p>	

旧		新		備考		
2 建築基準法第6条第1項又は第18条第2項（同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築設備の確認の申請等に対する審査	建築設備確認申請等手数料	1の建築設備につき、建築設備を設置する場合（確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。）にあつては <u>18,000円</u> 確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合にあつては <u>9,000円</u>	2 建築基準法第6条第1項又は第18条第2項（同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築設備の確認の申請等に対する審査	建築設備確認申請等手数料	1の建築設備につき、建築設備を設置する場合（確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。）にあつては <u>21,000円</u> 確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合にあつては <u>11,000円</u>	
3 建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく工作物の確認の申請等に対する審査	工作物確認申請等手数料	1の工作物につき、工作物を築造する場合（確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合を除く。）にあつては <u>14,000円</u> 確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合にあつては <u>7,000円</u>	3 建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく工作物の確認の申請等に対する審査	工作物確認申請等手数料	1の工作物につき、工作物を築造する場合（確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合を除く。）にあつては <u>18,000円</u> 確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合にあつては <u>9,000円</u>	
4 建築基準法第7条第1項又は第18条第20項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく完了検査の申請等に対する審査	建築物完了検査申請等手数料	建築物の床面積の合計（建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。）が 30㎡以内のとき <u>17,000円</u> 30㎡を超え100㎡以内のとき <u>23,000円</u> 100㎡を超え200㎡以内のとき <u>27,000円</u> 200㎡を超え500㎡以内のとき <u>39,000円</u> 500㎡を超え1,000㎡以内のとき <u>57,000円</u> 1,000㎡を超え2,000㎡以内のとき <u>77,000円</u> 2,000㎡を超え10,000㎡以内のとき <u>165,000円</u> 10,000㎡を超え50,000㎡以内のとき <u>254,000円</u> 50,000㎡を超えるとき <u>468,000円</u> ただし、建築基準法第7条の3第5項又は第18条第30項の中間検査合格証の交	4 建築基準法第7条第1項又は第18条第20項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく完了検査の申請等に対する審査	建築物完了検査申請等手数料	建築物の床面積の合計（建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。）が 30㎡以内のとき <u>19,000円</u> 30㎡を超え100㎡以内のとき <u>27,000円</u> 100㎡を超え200㎡以内のとき <u>34,000円</u> 200㎡を超え500㎡以内のとき <u>51,000円</u> 500㎡を超え1,000㎡以内のとき <u>69,000円</u> 1,000㎡を超え2,000㎡以内のとき <u>94,000円</u> 2,000㎡を超え10,000㎡以内のとき <u>200,000円</u> 10,000㎡を超え50,000㎡以内のとき <u>311,000円</u> 50,000㎡を超えるとき <u>573,000円</u> ただし、建築基準法第7条の3第5項又は第18条第30項の中間検査合格証の交	

旧		新		備考	
		<p>付を受けた建築物を含む申請の場合にあつては建築物の床面積の合計（建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。）が</p> <p>30㎡以内のとき <u>16,000円</u></p> <p>30㎡を超え100㎡以内のとき <u>22,000円</u></p> <p>100㎡を超え200㎡以内のとき <u>26,000円</u></p> <p>200㎡を超え500㎡以内のとき <u>38,000円</u></p> <p>500㎡を超え1,000㎡以内のとき <u>56,000円</u></p> <p>1,000㎡を超え2,000㎡以内のとき <u>74,000円</u></p> <p>2,000㎡を超え10,000㎡以内のとき <u>162,000円</u></p> <p>10,000㎡を超え50,000㎡以内のとき <u>251,000円</u></p> <p>50,000㎡を超えるとき <u>465,000円</u></p>			
5 建築基準法第7条第1項又は第18条第20項（同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築設備の完了検査の申請等に対する審査	建築設備完了検査申請等手数料	1の建築設備につき <u>30,000円</u>	5 建築基準法第7条第1項又は第18条第20項（同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築設備の完了検査の申請等に対する審査	建築設備完了検査申請等手数料	1の建築設備につき <u>32,000円</u>
6 建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく工作物の完了検査の申請等に対する審査	工作物完了検査申請等手数料	1の工作物につき <u>23,000円</u>	6 建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく工作物の完了検査の申請等に対する審査	工作物完了検査申請等手数料	1の工作物につき <u>25,000円</u>

旧			新			備考
<p>7 建築基準法第7条の3第1項又は第18条第28項の規定に基づく中間検査の申請等に対する審査</p>	<p>建築物中間検査申請等手数料</p>	<p>中間検査を行う部分の床面積の合計が                      30㎡以内のとき 13,000円                      30㎡を超え100㎡以内のとき <u>16,000円</u>                      100㎡を超え200㎡以内のとき <u>22,000円</u>                      200㎡を超え500㎡以内のとき <u>35,000円</u>                      500㎡を超え1,000㎡以内のとき <u>53,000円</u>                      1,000㎡を超え2,000㎡以内のとき <u>74,000円</u>                      2,000㎡を超え10,000㎡以内のとき <u>148,000円</u>                      10,000㎡を超え50,000㎡以内のとき <u>242,000円</u>                      50,000㎡を超えるとき <u>449,000円</u></p>	<p>7 建築基準法第7条の3第1項又は第18条第28項の規定に基づく中間検査の申請等に対する審査</p>	<p>建築物中間検査申請等手数料</p>	<p>中間検査を行う部分の床面積の合計が                      30㎡以内のとき 13,000円                      30㎡を超え100㎡以内のとき <u>18,000円</u>                      100㎡を超え200㎡以内のとき <u>26,000円</u>                      200㎡を超え500㎡以内のとき <u>39,000円</u>                      500㎡を超え1,000㎡以内のとき <u>55,000円</u>                      1,000㎡を超え2,000㎡以内のとき <u>77,000円</u>                      2,000㎡を超え10,000㎡以内のとき <u>150,000円</u>                      10,000㎡を超え50,000㎡以内のとき <u>247,000円</u>                      50,000㎡を超えるとき <u>450,000円</u></p>	
<p>8～80 略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>8～80 略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	
<p>81 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料</p>	<p>(1) 略                      (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの提出がある場合であつて、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出ないときにあつては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額                      ア 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を新築しようとする場合の基準を適用する住宅であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額                      (ア) 一戸建ての住宅の場合にあつては、1件の申請につき <u>6,000円</u>                      (イ) 一戸建ての住宅以外の住宅の場合にあつては、1件</p>	<p>81 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料</p>	<p>(1) 略                      (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの提出がある場合であつて、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出ないときにあつては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額                      ア 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を新築しようとする場合の基準を適用する住宅であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額                      (ア) 一戸建ての住宅の場合にあつては、1件の申請につき <u>9,000円</u>                      (イ) 一戸建ての住宅以外の住宅の場合にあつては、1件</p>	

旧		新		備考
	<p>の申請（同一の住宅に関し同時に2以上の申請が行われる場合にあつては、当該2以上の申請）につき、当該住宅の総戸数が</p> <p>5戸以下のとき <u>12,000</u>円</p> <p>6戸以上10戸以下のとき <u>22,000</u>円</p> <p>11戸以上30戸以下のとき <u>31,000</u>円</p> <p>31戸以上50戸以下のとき <u>58,000</u>円</p> <p>51戸以上100戸以下のとき <u>100,000</u>円</p> <p>101戸以上200戸以下のとき <u>166,000</u>円</p> <p>201戸以上300戸以下のとき <u>204,000</u>円</p> <p>301戸以上のとき <u>217,000</u>円</p> <p>イ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を増築し、若しくは改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合の基準を適用する住宅であるとき（ア）又は（イ）に規定する額</p> <p>（ア）一戸建ての住宅の場合にあつては、1件の申請につき <u>9,000</u>円</p> <p>（イ）一戸建ての住宅以外の住宅の場合にあつては、1件の申請（同一の住宅に関し同時に2以上の申請が行われる場合にあつては、当該2以上の申請）につき、当</p>		<p>の申請（同一の住宅に関し同時に2以上の申請が行われる場合にあつては、当該2以上の申請）につき、当該住宅の総戸数が</p> <p>5戸以下のとき <u>17,000</u>円</p> <p>6戸以上10戸以下のとき <u>28,000</u>円</p> <p>11戸以上30戸以下のとき <u>48,000</u>円</p> <p>31戸以上50戸以下のとき <u>77,000</u>円</p> <p>51戸以上100戸以下のとき <u>117,000</u>円</p> <p>101戸以上200戸以下のとき <u>200,000</u>円</p> <p>201戸以上300戸以下のとき <u>253,000</u>円</p> <p>301戸以上のとき <u>287,000</u>円</p> <p>イ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を増築し、若しくは改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合の基準を適用する住宅であるとき（ア）又は（イ）に規定する額</p> <p>（ア）一戸建ての住宅の場合にあつては、1件の申請につき <u>14,000</u>円</p> <p>（イ）一戸建ての住宅以外の住宅の場合にあつては、1件の申請（同一の住宅に関し同時に2以上の申請が行われる場合にあつては、当該2以上の申請）につき、当</p>	

旧			新			備考
		<p>該住宅の総戸数が 5 戸以下のとき <u>18,000</u> 円 6 戸以上 10 戸以下のと き <u>32,000 円</u> 11 戸以上 30 戸以下のと き <u>47,000 円</u> 31 戸以上 50 戸以下のと き <u>88,000 円</u> 51 戸以上 100 戸以下の とき <u>151,000 円</u> 101 戸以上 200 戸以下の とき <u>249,000 円</u> 201 戸以上 300 戸以下の とき <u>306,000 円</u> 301 戸以上のとき <u>326,000 円</u></p> <p>(3) 略</p>			<p>該住宅の総戸数が 5 戸以下のとき <u>26,000</u> 円 6 戸以上 10 戸以下のと き <u>43,000 円</u> 11 戸以上 30 戸以下のと き <u>72,000 円</u> 31 戸以上 50 戸以下のと き <u>115,000 円</u> 51 戸以上 100 戸以下の とき <u>176,000 円</u> 101 戸以上 200 戸以下の とき <u>300,000 円</u> 201 戸以上 300 戸以下の とき <u>380,000 円</u> 301 戸以上のとき <u>431,000 円</u></p> <p>(3) 略</p>	
82・83 略	略	略	82・83 略	略	略	
84 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「誘導基準」という。）に適合していることを証する書面（当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第5	84 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「誘導基準」という。）に適合していることを証する書面（当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第5	

旧		新		備考
	<p>3号) <u>第15条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。) が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関(指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)が交付したものに限る。以下この項及び次項において「適合証」という。)の提出がある場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸(住宅の部分の一の住戸をいう。以下この項、次項及び第8.9項から第9.1項までにおいて同じ。)を有する住宅であるとき 4,000円</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2) 適合証の提出がない場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき (ア) 又は</p>		<p>3号) <u>第14条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。) が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関(指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)が交付したものに限る。以下この項及び次項において「適合証」という。)の提出がある場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき 4,000円</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2) 適合証の提出がない場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき (ア)</p>	

旧			新			備考
		<p>(イ)に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項、次項及び第87項から第92項までにおいて「省令」という。）第10条第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準（以下この項、次項、第89項及び第90項において「性能基準」という。）によるとき 当該単位住戸の床面積が</p> <p>200 m<sup>2</sup>未満のとき 32,000円</p> <p>200 m<sup>2</sup>以上のとき 36,000円</p> <p>(イ) 略</p>			<p>(イ)又は(ウ)に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項、次項及び第87項から第91項までにおいて「省令」という。）第10条第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準（以下この項、次項、第89項及び第90項において「性能基準」という。）によるとき 当該単位住戸の床面積が</p> <p>200 m<sup>2</sup>未満のとき 32,000円</p> <p>200 m<sup>2</sup>以上のとき 36,000円</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ウ) <u>申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）に定める基準又は同号イ（2）及びロ（1）に定める基準（以下この項、次項、第89項及び第90項において「仕様・計算併用法」という。）によるとき 当該単位住戸の床面積が</u></p> <p><u>200 m<sup>2</sup>未満のとき 23,000円</u></p> <p><u>200 m<sup>2</sup>以上のとき</u></p>	

旧			新			備考
		<p>イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額 (ア)・(イ) 略</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(3) 略</p>			<p>25,000円</p> <p>イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき (ア) , (イ) 又は (ウ) に規定する額 (ア)・(イ) 略 (ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による時申請に係る住宅の床面積の合計が</p> <p>300 m<sup>2</sup>未満のとき 46,000円</p> <p>300 m<sup>2</sup>以上2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 78,000円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 136,000円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 199,000円</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(3) 略</p>	
85 都市の低炭素化の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>(1) 略</p> <p>(2) 適合証の提出がない場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額 (ア)・(イ) 略</p>	85 都市の低炭素化の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>(1) 略</p> <p>(2) 適合証の提出がない場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき (ア) , (イ) 又は (ウ) に規定する額 (ア)・(イ) 略 (ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による時当該住宅の床面積が</p>	

旧			新			備考
		イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額 (ア)・(イ) 略			<p>200 m<sup>2</sup>未満のとき 11,000円</p> <p>200 m<sup>2</sup>以上のとき 12,000円</p> <p>イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき (ア)、(イ) 又は (ウ) に規定する額 (ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による時、申請に係る住宅の床面積の合計が</p> <p>300 m<sup>2</sup>未満のとき 23,000円</p> <p>300 m<sup>2</sup>以上2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 39,000円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 68,000円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 99,000円</p>	
		ウ・エ 略 (3) 略			ウ・エ 略 (3) 略	
86 略	略	略	86 略	略	略	
87 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料		87 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	(1) 判定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額	ア 判定に係る住宅について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項、次項及び第91項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に

旧			新			備考
					<p>適合しているかどうかの基準が、  <u>省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準(同号イただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあつては、同号ロ(1)に定める基準)</u>(以下この項、次項及び第91項において「性能基準」という。)によるとき 当該単位住戸の床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積。  <u>(1)及び(2)において同じ。)</u>が  <u>200㎡未満のとき 31,000円</u>  <u>200㎡以上のとき 34,000円</u></p> <p>イ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、<u>省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(同号イただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあつては、同号ロ(2)に定める基準)</u>(以下この項、次項及び第91項において「仕様基準」という。)によるとき 当該単位住戸の床面積が  <u>200㎡未満のとき 16,000円</u>  <u>200㎡以上のとき 17,000円</u></p> <p>ウ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、<u>省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準</u>(以下この項、次項及び第91項</p>	

旧			新			備考
					<p>において「仕様・計算併用法」という。) によるとき 当該単位住戸の床面積が</p> <p>200 m<sup>2</sup>未満のとき 23,000 円</p> <p>200 m<sup>2</sup>以上のとき 25,000 円</p> <p>(2) 判定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合にあつては、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額</p> <p>ア 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 判定に係る住宅の床面積の合計が</p> <p>300 m<sup>2</sup>未満のとき 63,000 円</p> <p>300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 105,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 179,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 257,000 円</p> <p>イ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準によるとき 判定に係る住宅の床面積の合計が</p> <p>300 m<sup>2</sup>未満のとき 30,000 円</p> <p>300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 52,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 94,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 142,000 円</p> <p>ウ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法によるとき 判定に係る住宅の床面積の合計が</p> <p>300 m<sup>2</sup>未満のとき 46,000 円</p>	

旧			新			備考
		<p>(1) 判定に係る建築物（住宅以外の部分に限る。以下この項、次項及び第9.2項において同じ。）の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（以下この項、次項及び第9.2項において「工場等」という。）である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 判定に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準（以下この項、次項、第9.1項及び第9.2項において「標準入力法・主要室入力法」という。）によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>1,000㎡未満のとき 29,000円</p> <p>1,000㎡以上 2,000㎡未満のとき 40,000円</p> <p>2,000㎡以上 5,000㎡未満のとき</p>			<p>300㎡以上 2,000㎡未満のとき 78,000円</p> <p>2,000㎡以上 5,000㎡未満のとき 136,000円</p> <p>5,000㎡以上のとき 199,000円</p> <p>(3) 判定の対象が住宅以外の建築物であって、判定に係る建築物の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（以下この項、次項及び第9.1項において「工場等」という。）である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準（以下この項、次項及び第9.1項において「標準入力法・主要室入力法」という。）によるとき 当該建築物の床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積。（3）及び（4）において同じ。）の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 20,000円</p> <p>300㎡以上 1,000㎡未満のとき 29,000円</p> <p>1,000㎡以上 2,000㎡未満のとき 40,000円</p> <p>2,000㎡以上 5,000㎡未満のとき</p>	

旧		新		備考
	<p>き 95,000 円 5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 141,000 円 10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 174,000 円 25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 215,000 円</p> <p>イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ロに定める基準（以下この項、次項、第91項及び第92項において「モデル建物法」という。）によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 25,000 円 1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 35,000 円 2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 89,000 円 5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 134,000 円 10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 166,000 円 25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 206,000 円</p> <p>(2) 判定に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に</p>		<p>き 95,000 円 5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 141,000 円 10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 174,000 円 25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 215,000 円</p> <p>イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ロに定める基準（以下この項、次項及び第91項において「モデル建物法」という。）によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p><u>300 m<sup>2</sup>未満のとき 17,000 円</u> <u>300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 25,000 円</u> 1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 35,000 円 2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 89,000 円 5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 134,000 円 10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 166,000 円 25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 206,000 円</p> <p>(4) 判定の対象が住宅以外の建築物であって、判定に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に</p>	

旧		新		備考
	<p>定める方法又は標準入力法・主要室入力法によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 266,000円</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 344,000円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 491,000円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 604,000円</p> <p>10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 714,000円</p> <p>25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 815,000円</p> <p>イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 103,000円</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 136,000円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 221,000円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 288,000円</p> <p>10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 346,000円</p> <p>25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 406,000円</p>		<p>定める方法又は標準入力法・主要室入力法によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p><u>300 m<sup>2</sup>未満のとき 208,000円</u></p> <p><u>300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 266,000円</u></p> <p>1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 344,000円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 491,000円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 604,000円</p> <p>10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 714,000円</p> <p>25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 815,000円</p> <p>イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p><u>300 m<sup>2</sup>未満のとき 79,000円</u></p> <p><u>300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 103,000円</u></p> <p>1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 136,000円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 221,000円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 288,000円</p> <p>10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 346,000円</p> <p>25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 406,000円</p> <p>(5) <u>判定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合においては、判定に係る建築物の住宅の</u></p>	

旧			新			備考
					<p>部分について、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額に、住宅以外の部分について、次のウ又はエに掲げる区分に応じ、当該ウ又はエに定める額を加算した額</p> <p>ア 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するとき (1)の規定により算出した額</p> <p>イ 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 判定に係る建築物の住宅の部分の床面積(増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積)の合計に応じて(2)の規定により算出した額</p> <p>ウ 建築物の住宅以外の部分の用途が工場等であるとき 判定に係る建築物の住宅以外の部分の床面積(増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積。エにおいて同じ。)の合計に応じて(3)の規定により算出した額</p> <p>エ 建築物の住宅以外の部分の用途が工場等以外であるとき 判定に係る建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(4)の規定により算出した額</p>	
<p>88 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>		<p>88 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>(1) 判定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合にあつては、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額</p> <p>ア 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が性能基準によるとき 当該単位住戸の床</p>	

旧			新			備考
能適合性判定			能適合性判定		<p>面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積。（1）及び（2）において同じ。）が</p> <p>200㎡未満のとき 15,000円</p> <p>200㎡以上のとき 17,000円</p> <p>イ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準によるとき 8,000円</p> <p>ウ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法によるとき 当該単位住戸の床面積が</p> <p>200㎡未満のとき 11,000円</p> <p>200㎡以上のとき 12,000円</p> <p>(2) 判定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額</p> <p>ア 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかの基準が、性能基準によるとき 判定に係る住宅の床面積の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 31,000円</p> <p>300㎡以上 2,000㎡未満のとき 52,000円</p> <p>2,000㎡以上 5,000㎡未満のとき 89,000円</p> <p>5,000㎡以上のとき 128,000円</p> <p>イ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準によるとき 判定に係る住宅の床面積の合計が</p>	

旧			新			備考
		<p>(1) 判定に係る建築物の用途が工場等である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>1,000㎡未満のとき 14,000円</p> <p>1,000㎡以上 2,000㎡未満のと</p>			<p>300㎡未満のとき 15,000円</p> <p>300㎡以上 2,000㎡未満のとき 26,000円</p> <p>2,000㎡以上 5,000㎡未満のとき 47,000円</p> <p>5,000㎡以上のとき 71,000円</p> <p>ウ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法によるとき 判定に係る住宅の床面積の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 23,000円</p> <p>300㎡以上 2,000㎡未満のとき 39,000円</p> <p>2,000㎡以上 5,000㎡未満のとき 68,000円</p> <p>5,000㎡以上のとき 99,000円</p> <p>(3) 判定の対象が住宅以外の建築物であって、判定に係る建築物の用途が工場等である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法によるとき 当該建築物の床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積。（3）及び（4）において同じ。）の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 10,000円</p> <p>300㎡以上 1,000㎡未満のとき 14,000円</p> <p>1,000㎡以上 2,000㎡未満のと</p>	

旧		新		備考
	<p>き 20,000 円 2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 48,000 円 5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 70,000 円 10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 87,000 円 25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 108,000 円</p> <p>イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 12,000 円</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 18,000 円 2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 44,000 円 5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 67,000 円 10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 83,000 円 25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 103,000 円</p> <p>(2) 判定に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要</p>		<p>き 20,000 円 2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 48,000 円 5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 70,000 円 10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 87,000 円 25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 108,000 円</p> <p>イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p><u>300 m<sup>2</sup>未満のとき 8,000 円</u> <u>300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 12,000 円</u></p> <p>1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 18,000 円 2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 44,000 円 5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 67,000 円 10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 83,000 円 25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 103,000 円</p> <p>(4) <u>判定の対象が住宅以外の建築物であって、</u>判定に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要</p>	

旧		新		備考
	<p>室入力法によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 133,000 円</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 172,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 245,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 302,000 円</p> <p>10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 357,000 円</p> <p>25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 408,000 円</p> <p>イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 52,000 円</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 68,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 110,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 144,000 円</p> <p>10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 173,000 円</p> <p>25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 203,000 円</p>		<p>室入力法によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p><u>300 m<sup>2</sup>未満のとき 104,000 円</u></p> <p><u>300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 133,000 円</u></p> <p>1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 172,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 245,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 302,000 円</p> <p>10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 357,000 円</p> <p>25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 408,000 円</p> <p>イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p><u>300 m<sup>2</sup>未満のとき 39,000 円</u></p> <p><u>300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 52,000 円</u></p> <p>1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 68,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 110,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 144,000 円</p> <p>10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 173,000 円</p> <p>25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 203,000 円</p> <p>(5) <u>判定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合にあつては、判定に係る建築物の住宅の部分について、次のア又はイに掲げ</u></p>	

旧			新			備考
					<p>る区分に応じ、当該ア又はイに定める額に、住宅以外の部分について、次のウ又はエに掲げる区分に応じ、当該ウ又はエに定める額を加算した額</p> <p>ア 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するとき (1)の規定により算出した額</p> <p>イ 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 判定に係る建築物の住宅の部分の床面積(増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積)の合計に応じて(2)の規定により算出した額</p> <p>ウ 建築物の住宅以外の部分の用途が工場等であるとき 判定に係る建築物の住宅以外の部分の床面積(増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積。エにおいて同じ。)の合計に応じて(3)の規定により算出した額</p> <p>エ 建築物の住宅以外の部分の用途が工場等以外であるとき 判定に係る建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(4)の規定により算出した額</p>	
<p>89 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第3.4条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この項において「法」という。)第3.4条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、法第3.5条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この項及び次項において「誘導基準」という。)に適合</p>	<p>89 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2.9条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この項において「法」という。)第2.9条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、法第3.0条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この項及び次項において「誘導基準」という。)に適合</p>	



旧		新		備考
	<p>19,000 円 2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 42,000 円 5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 75,000 円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき申請に係る建築物の住宅の部分について、次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p> <p>（ア） 略</p> <p>（イ） 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（<u>省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。</u>）の合計に応じてイの規定により算出した額</p> <p>（2） <u>法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、適合証の提出がない場合</u>にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（<u>建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。</u>）</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき （ア）又は（イ）に規定する額 （ア）・（イ） 略</p>		<p>19,000 円 2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 42,000 円 5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 75,000 円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき申請に係る建築物の住宅の部分について、次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p> <p>（ア） 略</p> <p>（イ） 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額</p> <p>（2） <u>法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、適合証の提出がない場合</u>にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（<u>建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。</u>）</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき （ア）、<u>（イ）又は（ウ）</u>に規定する額 （ア）・（イ） 略 <u>（ウ） 申請に係る住宅について</u></p>	

旧			新			備考
		<p>イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 申請に係る住宅の床面積 (省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。) の合計が</p> <p>300 m<sup>2</sup>未満のとき 64,000円</p> <p>300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 108,000円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 183,000円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 263,000円</p> <p>(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準によるとき 申請に係る住宅の床面積 (省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。) の合計が</p>			<p>て、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法によるとき 当該単位住戸の床面積が</p> <p>200 m<sup>2</sup>未満のとき 23,000円</p> <p>200 m<sup>2</sup>以上のとき 25,000円</p> <p>イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき (ア) 又は (イ) 又は (ウ) に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 申請に係る住宅の床面積の合計が</p> <p>300 m<sup>2</sup>未満のとき 64,000円</p> <p>300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 108,000円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 183,000円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 263,000円</p> <p>(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準によるとき 申請に係る住宅の床面積の合計が</p>	

旧		新		備考
	<p>く。)の合計が</p> <p>300 m<sup>2</sup>未満のとき 30,000円</p> <p>300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満 のとき 53,000円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未 満のとき 96,000円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 146,000円</p>			
	<p>ウ 略</p> <p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外 の部分に有する建築物であるとき 申請に係る建築物の住宅の部分に ついて、次の(ア)又は(イ)に 掲げる区分に応じ、当該(ア)又 は(イ)に定める額に、住宅以外 の部分の床面積の合計に応じてウ の規定により算出した額を加算し た額</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 建築物の住宅の部分が2 以上の単位住戸を有すると き 申請に係る建築物の住</p>		<p>300 m<sup>2</sup>未満のとき 30,000円</p> <p>300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未 満のとき 53,000円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未 満のとき 96,000円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 146,000円</p> <p>(ウ) <u>申請に係る住宅につい て、誘導基準に適合してい るかどうかの基準が、仕 様・計算併用法によるとき 申請に係る住宅の床面積の 合計が</u></p> <p><u>300 m<sup>2</sup>未満のとき 46,000円</u></p> <p><u>300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未 満のとき 78,000円</u></p> <p><u>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未 満のとき 136,000円</u></p> <p><u>5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 199,000円</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外 の部分に有する建築物であるとき 申請に係る建築物の住宅の部分に ついて、次の(ア)又は(イ)に 掲げる区分に応じ、当該(ア)又 は(イ)に定める額に、住宅以外 の部分の床面積の合計に応じてウ の規定により算出した額を加算し た額</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 建築物の住宅の部分が2 以上の単位住戸を有すると き 申請に係る建築物の住</p>	

旧			新			備考
		<p>宅の部分の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額</p> <p>(3) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、第81項の(3)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額</p> <p>(4) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画にあつては、申請に係る建築物について、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額をそれぞれ加算した額</p> <p>ア 法第34条第3項の申請建築物(1)、(2)又は(3)に規定する額</p> <p>イ 法第34条第3項の他の建築物一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額</p>			<p>宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額</p> <p>(3) 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、第81項の(3)のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額</p> <p>(4) 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画にあつては、申請に係る建築物について、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額をそれぞれ加算した額</p> <p>ア 法第29条第3項の申請建築物(1)、(2)又は(3)に規定する額</p> <p>イ 法第29条第3項の他の建築物一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額</p>	
90 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、適合証の提出がある場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る	90 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、適合証の提出がある場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る	

旧		新		備考
	<p>場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき 申請に係る住宅の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 4,000円</p> <p>300㎡以上 2,000㎡未満のとき 9,000円</p> <p>2,000㎡以上 5,000㎡未満のとき 21,000円</p> <p>5,000㎡以上のとき 37,000円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じてイの規定により算出した額</p> <p>(2) 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消</p>		<p>場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき 申請に係る住宅の床面積の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 4,000円</p> <p>300㎡以上 2,000㎡未満のとき 9,000円</p> <p>2,000㎡以上 5,000㎡未満のとき 21,000円</p> <p>5,000㎡以上のとき 37,000円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額</p> <p>(2) 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消</p>	

旧		新		備考	
		<p>費性能向上計画に係る変更であつて、適合証の提出がない場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。）</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額 (ア)・(イ) 略</p> <p>イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 申請に係る住宅の床面積（<u>省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。</u>）の合計が 300 m<sup>2</sup>未満のとき 32,000円 300 m<sup>2</sup>以上2,000 m<sup>2</sup>未満</p>			
			<p>費性能向上計画に係る変更であつて、適合証の提出がない場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。）</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき (ア) 又は (イ) 又は (ウ) に規定する額 (ア)・(イ) 略 (ウ) <u>申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法によるとき当該住宅の床面積が</u> <u>200 m<sup>2</sup>未満のとき</u> <u>11,000円</u> <u>200 m<sup>2</sup>以上のとき</u> <u>12,000円</u></p> <p>イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき (ア) 又は (イ) 又は (ウ) に規定する額 (ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 申請に係る住宅の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>未満のとき 32,000円 300 m<sup>2</sup>以上2,000 m<sup>2</sup>未満</p>		

旧			新			備考
		<p>のとき 54,000 円                  2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未                  満のとき 92,000 円                  5,000 m<sup>2</sup> 以上のとき                  131,000 円</p> <p>(イ) 申請に係る住宅につい                  て、誘導基準に適合してい                  るかどうかの基準が、誘導                  仕様基準によるとき 申請                  に係る住宅の床面積 <u>(省令                  第13条第3項第2号の規                  定を適用する場合にあつて                  は、共用部分の床面積を除                  く。)</u> の合計が</p> <p>300 m<sup>2</sup> 未 満 の とき                  15,000 円                  300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未                  満のとき 27,000 円                  2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未                  満のとき 48,000 円                  5,000 m<sup>2</sup> 以上のとき                  73,000 円</p>			<p>のとき 54,000 円                  2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未                  満のとき 92,000 円                  5,000 m<sup>2</sup> 以上のとき                  131,000 円</p> <p>(イ) 申請に係る住宅につい                  て、誘導基準に適合してい                  るかどうかの基準が、誘導                  仕様基準によるとき 申請                  に係る住宅の床面積の合計                  が</p> <p>300 m<sup>2</sup> 未 満 の とき                  15,000 円                  300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未                  満のとき 27,000 円                  2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未                  満のとき 48,000 円                  5,000 m<sup>2</sup> 以上のとき                  73,000 円</p> <p><u>(ウ) 申請に係る住宅につい                  て、誘導基準に適合してい                  るかどうかの基準が、仕                  様・計算併用法によるとき                  申請に係る住宅の床面積の                  合計が</u></p> <p><u>300 m<sup>2</sup> 未 満 の とき                  23,000 円</u>  <u>300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未                  満のとき 39,000 円</u>  <u>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未                  満のとき 68,000 円</u>  <u>5,000 m<sup>2</sup> 以上のとき                  99,000 円</u></p>	
		ウ 略			ウ 略	

旧		新		備考
	<p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき申請に係る建築物の住宅の部分について、次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p> <p>（ア） 略</p> <p>（イ） 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（<u>省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。</u>）の合計に応じてイの規定により算出した額</p> <p>（3） <u>法第34条第3項各号</u>に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、</p> <p>（1）又は（2）に規定する額に、第81項の（3）のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額（同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。）</p> <p>（4） <u>法第34条第3項各号</u>に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合にあつては、変更の申請に係る建築物につき、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又</p>		<p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき申請に係る建築物の住宅の部分について、次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p> <p>（ア） 略</p> <p>（イ） 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額</p> <p>（3） <u>法第29条第3項各号</u>に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、</p> <p>（1）又は（2）に規定する額に、第81項の（3）のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を合算した額を加算した額（同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。）</p> <p>（4） <u>法第29条第3項各号</u>に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合にあつては、変更の申請に係る建築物につき、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又</p>	

旧		新			備考	
		<p>はイに定める額をそれぞれ加算した額</p> <p>ア <u>法第34条第3項</u>の申請建築物(1), (2)又は(3)に規定する額</p> <p>イ <u>法第34条第3項</u>の他の建築物一の建築物につき前項の(1)又は(2)に規定する額</p> <p>(5) <u>法第34条第3項各号</u>に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、変更の申請に係る建築物につき、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額をそれぞれ加算した額</p> <p>ア <u>法第34条第3項</u>の申請建築物(1), (2)又は(3)に規定する額</p> <p>イ <u>法第34条第3項</u>の他の建築物(追加に係るものを除く。)一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額</p> <p>ウ <u>法第34条第3項</u>の他の建築物(追加に係るものに限る。)一の建築物につき前項の(1)又は(2)に規定する額</p>			<p>はイに定める額をそれぞれ加算した額</p> <p>ア <u>法第29条第3項</u>の申請建築物(1), (2)又は(3)に規定する額</p> <p>イ <u>法第29条第3項</u>の他の建築物一の建築物につき前項の(1)又は(2)に規定する額</p> <p>(5) <u>法第29条第3項各号</u>に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、変更の申請に係る建築物につき、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額をそれぞれ加算した額</p> <p>ア <u>法第29条第3項</u>の申請建築物(1), (2)又は(3)に規定する額</p> <p>イ <u>法第29条第3項</u>の他の建築物(追加に係るものを除く。)一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額</p> <p>ウ <u>法第29条第3項</u>の他の建築物(追加に係るものに限る。)一の建築物につき前項の(1)又は(2)に規定する額</p>	
9.1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	(1) 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合においては登録住宅性能評価機関(指定確認検査機関の業務を実施している)のものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合においては登録建築物エネルギー消費性能				

旧		新			備考	
		<p>ギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）が交付したものに限る。以下この項において「適合証」という。）の提出がある場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき 4,000円</p> <p>イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき 申請に係る住宅の床面積（省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 9,000円</p> <p>300㎡以上 2,000㎡未満のとき 19,000円</p> <p>2,000㎡以上 5,000㎡未満のとき 42,000円</p> <p>5,000㎡以上のとき 75,000円</p> <p>ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき 申請に係る建築物の床面積の合計が</p> <p>300㎡未満のとき 9,000円</p> <p>300㎡以上 1,000㎡未満のとき 15,000円</p>				

旧		新			備考
		<p>1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 25,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 75,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 119,000 円</p> <p>10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 150,000 円</p> <p>25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 187,000 円</p> <p>ロ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であるとき申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p> <p>(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するときアに規定する額</p> <p>(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じてイの規定により算出した額</p> <p>(2) 適合証の提出がない場合にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅であるとき (ア)又は</p>			

旧			新			備考
		<p>(イ)に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準(以下この項において「性能基準」という。)による</p> <p>とき 当該住宅の床面積が</p> <p>200 m<sup>2</sup>未満のとき</p> <p>32,000円</p> <p>200 m<sup>2</sup>以上のとき</p> <p>36,000円</p> <p>(イ) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下この項において「モデル住宅法・フロア入力法」という。)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準(以下この項において「仕様基準」という。)による</p> <p>とき 当該住宅の床面積が</p> <p>200 m<sup>2</sup>未満のとき</p> <p>16,000円</p> <p>200 m<sup>2</sup>以上のとき</p> <p>18,000円</p> <p>イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅であるとき (ア) 又は(イ)に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費</p>				

旧		新			備考	
		<p>性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 当該住宅の床面積（省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計が</p> <p>300 m<sup>2</sup>未満のとき 64,000円</p> <p>300 m<sup>2</sup>以上2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 108,000円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 183,000円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 263,000円</p> <p>(イ) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル住宅法・フロア入力法又は仕様基準によるとき 当該住宅の床面積（省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計が</p> <p>300 m<sup>2</sup>未満のとき 31,000円</p> <p>300 m<sup>2</sup>以上2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 53,000円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 96,000円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 146,000円</p> <p>ウ 認定の対象が住宅以外の建築物であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p>				

旧			新			備考
		<p>(ア) 申請に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>300 m<sup>2</sup>未満のとき 213,000円</p> <p>300 m<sup>2</sup>以上1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 266,000円</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>以上2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 344,000円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 491,000円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 604,000円</p> <p>10,000 m<sup>2</sup>以上25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 714,000円</p> <p>25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 815,000円</p> <p>(イ) 申請に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建築物法によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>300 m<sup>2</sup>未満のとき 81,000円</p> <p>300 m<sup>2</sup>以上1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 103,000円</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>以上2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 136,000円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 221,000円</p>				



旧		新		備考
<p>該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</p>		<p>請に対する審査</p>	<p>する住宅の部分の床面積。(1)及び(2)において同じ。)が  <u>200㎡未満のとき 15,000円</u>  <u>200㎡以上のとき 17,000円</u>                      イ 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準によるとき 8,000円                      ウ 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法によるとき 当該単位住戸の床面積が  <u>200㎡未満のとき 11,000円</u>  <u>200㎡以上のとき 12,000円</u>                      (2) 証明の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合にあつては、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額                      ア 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準によるとき 証明に係る住宅の床面積の合計が  <u>300㎡未満のとき 31,000円</u>  <u>300㎡以上 2,000㎡未満のとき 52,000円</u>  <u>2,000㎡以上 5,000㎡未満のとき 89,000円</u>  <u>5,000㎡以上のとき 128,000円</u>                      イ 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準によるとき 証明に係る住宅の床面積の合計が  <u>300㎡未満のとき 15,000円</u>  <u>300㎡以上 2,000㎡未満のとき</u></p>	

旧			新			備考
		<p>(1) 証明に係る建築物の用途が工場等である場合にあつては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 14,000 円</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 20,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のと</p>			<p>26,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 47,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 71,000 円</p> <p>ウ 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法によるとき 証明に係る住宅の床面積の合計が</p> <p>300 m<sup>2</sup>未満のとき 23,000 円</p> <p>300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 39,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 68,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上のとき 99,000 円</p> <p>(3) 証明の対象が住宅以外の建築物であつて、証明に係る建築物の用途が工場等である場合にあつては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法によるとき 当該建築物の床面積（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積。（3）及び（4）において同じ。）の合計が</p> <p>300 m<sup>2</sup>未満のとき 10,000 円</p> <p>300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 14,000 円</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 20,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のと</p>	

旧		新		備考
	<p>き 48,000 円 5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 70,000 円 10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 87,000 円 25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 108,000 円</p> <p>イ 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 12,000 円</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 18,000 円 2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 44,000 円 5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 67,000 円 10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 83,000 円 25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 103,000 円</p> <p><u>(2)</u> 証明に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあつては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p>		<p>き 48,000 円 5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 70,000 円 10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 87,000 円 25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 108,000 円</p> <p>イ 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p><u>300 m<sup>2</sup>未満のとき 8,000 円</u> <u>300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき</u> 12,000 円</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 18,000 円 2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 44,000 円 5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 67,000 円 10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 83,000 円 25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 103,000 円</p> <p><u>(4)</u> 証明の対象が住宅以外の建築物であつて、証明に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあつては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p>	

旧		新		備考
	<p>1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 133,000 円</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 172,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 245,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 302,000 円</p> <p>10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 357,000 円</p> <p>25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 408,000 円</p> <p>イ 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>未満のとき 52,000 円</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 68,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 110,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 144,000 円</p> <p>10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 173,000 円</p> <p>25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 203,000 円</p>		<p><u>300 m<sup>2</sup>未満のとき 104,000 円</u></p> <p><u>300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき</u> 133,000 円</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 172,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 245,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 302,000 円</p> <p>10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 357,000 円</p> <p>25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 408,000 円</p> <p>イ 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法によるとき 当該建築物の床面積の合計が</p> <p><u>300 m<sup>2</sup>未満のとき 39,000 円</u></p> <p><u>300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満のとき</u> 52,000 円</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満のとき 68,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満のとき 110,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満のとき 144,000 円</p> <p>10,000 m<sup>2</sup>以上 25,000 m<sup>2</sup>未満のとき 173,000 円</p> <p>25,000 m<sup>2</sup>以上のとき 203,000 円</p> <p>(5) <u>証明の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合にあっては、証明に係る建築物の住宅の部分について、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額に、住宅以外の部分について、</u></p>	

旧			新			備考
					<p>次のウ又はエに掲げる区分に応じ、当該ウ又はエに定める額を加算した額</p> <p>ア 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有するとき (1)の規定により算出した額</p> <p>イ 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有するとき 証明に係る建築物の住宅の部分の床面積(増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする住宅の部分の床面積)の合計に応じて(2)の規定により算出した額</p> <p>ウ 建築物の住宅以外の部分の用途が工場等であるとき 証明に係る建築物の住宅以外の部分の床面積(増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする住宅以外の部分の床面積。エにおいて同じ。)の合計に応じて(3)の規定により算出した額</p> <p>エ 建築物の住宅以外の部分の用途が工場等以外であるとき 証明に係る建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(4)の規定により算出した額</p>	
備考 略			備考 略			